**○外務省告示第百七号**

平成二十三年三月十日にハルツームで、スーダン共和国における紛争の影響を受けた児童の保護計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　紛争の影響を受けた児童の保護計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億五千五百万円

3　署名者

日　本　側　和田明範在スーダン大使

国際連合児童基金側　ニールス・カストバーグ在スーダン事務所代表

平成二十三年三月二十八日

外務大臣　松本　剛明

**○外務省告示第百八号**

平成二十三年三月十一日にスバ（フィジー）で、キリバス共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がキリバス共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　一億円

3　署名者

日　本　側　吉澤裕在キリバス大使（フィジーにて兼轄）

キリバス側　レテタ・リモン・ニクアタ在フィジー　キリバス高等弁務官

平成二十三年三月二十八日

外務大臣　松本　剛明

**○厚生労働省告示第七十七号**

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の八第二項の規定により、同法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関である株式会社シュピンドラーアソシエイツ及びキーマ・クオリティ・ジャパン株式会社について、その名称を次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十三条の八第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年三月二十八日

厚生労働大臣　細川　律夫

| 登録番号 | 変更前の名称 | 変更後の名称 | 変更の日 |
|---|---|---|---|
| AI | 株式会社シュピンドラーアソシエイツ | ナノテックシュピンドラー株式会社 | 平成十九年十月一日 |
| AO | キーマ・クオリティ・ジャパン株式会社 | DEKRAサーティフィケーション・ジャパン株式会社 | 平成二十三年一月一日 |

**○外務省告示第百九号**

平成二十三年三月十一日にスバ（フィジー）で、ナウル共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がナウル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　一億円

3　署名者

日　本　側　吉澤裕在ナウル大使（フィジーにて兼轄）

ナウル側　ジャーデン・ケファス在フィジー　ナウル高等弁務官

平成二十三年三月二十八日

外務大臣　松本　剛明

**○外務省告示第百十号**

平成二十三年三月十四日にポートビラで、バヌアツ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がバヌアツ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　一億円

3　署名者

日　本　側　吉澤裕在バヌアツ大使

バヌアツ側　ジョージズ・アンドレ・ウェルス外務・貿易大臣

平成二十三年三月二十八日

外務大臣　松本　剛明

**○厚生労働省告示第七十八号**

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の八第二項の規定により、同法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関であるSGSジャパン株式会社について、その基準適合性認証の業務の範囲を次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十三条の八第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年三月二十八日

厚生労働大臣　細川　律夫

| 登録番号 | 名称 | 変更前の基準適合性認証の業務の範囲 | 変更後の基準適合性認証の業務の範囲 | 変更の日 |
|---|---|---|---|---|
| AF | SGSジャパン株式会社 | 薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する管理医療機器のうち次に掲げるもの、及び体外診断用医薬品<br>一　麻酔・呼吸用機器（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）T〇六〇一―一の適用となるものに限る。）<br>二　麻酔・呼吸用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）<br>三　歯科用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。）<br>四　医用電気機器<br>五　施設用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。）<br>六　施設用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）<br>七　眼科及び視覚用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。）<br>八　眼科及び視覚用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）<br>九　単回使用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。）<br>十　単回使用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）<br>十一　家庭用マッサージ器、家庭用電気治療器及びその関連機器<br>十二　補聴器 | 薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する管理医療機器のうち次に掲げるもの、及び体外診断用医薬品<br>一　麻酔・呼吸用機器（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）T〇六〇一―一の適用となるものに限る。）<br>二　麻酔・呼吸用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）<br>三　歯科用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。）<br>四　歯科用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）<br>五　医用電気機器<br>六　施設用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。）<br>七　施設用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）<br>八　眼科及び視覚用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。）<br>九　眼科及び視覚用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）<br>十　再使用可能機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。）の追加<br>十一　再使用可能機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）の追加 | 平成十九年六月一日<br>平成十九年十一月三日 |